

長岡市告示第378号

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号。以下「条例」といいます。）第19条第1項に規定する条例第12条の2の基礎賦課額から減額する額、条例第19条第2項に規定する条例第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額から減額する額、条例第19条第3項に規定する条例第15条の7の介護納付金賦課額から減額する額及び条例第19条第4項に規定する条例第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から減額する額を次のとおり決定したので、条例第19条第6項の規定に基づき告示します。

令和8年6月26日

長岡市長 磯田 達伸

1 基礎賦課額から減額する額

(1) 条例第19条第1項第1号ア及びイに定める額

- ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
16,175円
- イ 令和8年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
10,351円
  - ・特定世帯にあつては、5,176円
  - ・特定継続世帯にあつては、7,763円

(2) 条例第19条第1項第2号ア及びイに定める額

- ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
11,553円
- イ 令和8年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
7,393円
  - ・特定世帯にあつては、3,697円
  - ・特定継続世帯にあつては、5,545円

(3) 条例第19条第1項第3号ア及びイに定める額

- ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
4,622円
- イ 令和8年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
2,958円
  - ・特定世帯にあつては、1,479円
  - ・特定継続世帯にあつては、2,218円

2 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

(1) 条例第19条第2項第1号アに定める額

- ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
9,839円

- (2) 条例第19条第2項第2号アに定める額  
ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
7,028円
- (3) 条例第19条第2項第3号アに定める額  
ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
2,811円

### 3 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第19条第3項第1号アに定める額  
令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
10,101円
- (2) 条例第19条第3項第2号アに定める額  
令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
7,215円
- (3) 条例第19条第3項第3号アに定める額  
令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
2,886円

### 4 子ども・子育て支援納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第19条第4項第1号ア及びイに定める額  
ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
1,097円  
イ 令和8年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
34円
- (2) 条例第19条第4項第2号ア及びイに定める額  
ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
784円  
イ 令和8年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額  
24円
- (3) 条例第19条第4項第3号ア及びイに定める額  
ア 令和8年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
314円  
イ 令和8年度分の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額  
10円